

消費税率引上げ対策 実務セミナー①

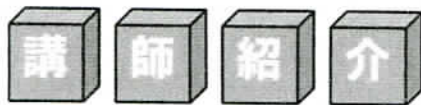
消費税の転嫁対策特別措置法
～5つのポイント～

現行5%の消費税率が、平成26年4月に8%、27年10月に10%へ、1年半の短期間に2回の税率引上げが予定されています。経営者様にとっては実務レベルで、今後、自社のどのようなことに影響があるのか、早期に把握し、対策を行なう必要があります。中小企業等の円滑かつ適正な転嫁をサポートする法律「消費税転嫁対策特別措置法」の5つのポイントをわかりやすくご説明しますので、ぜひご参加下さい。

講 義 内 容

都合により一部変更する場合があります

- 1) 消費税のしくみ（価格転嫁）とは？
- 2) 「転嫁対策特別措置法」が成立しました！
- 3) 消費税の転嫁拒否の行為（減額、買ったたき等）が禁止されます！
- 4) 消費税に関連するような形での安売り宣伝や広告を行なうことが禁止されます。
- 5) 「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が認められます！
- 6) 中小企業が共同で価格転嫁することや、表示方法を統一することが認められます！
- 7) 消費税率等に関する経過措置とは？
 - ①経過措置の対象取引とは？
 - ②経過措置の適用を受けるための指定日とは？
 - ③おさえておきたい代表的な経過措置
旅客運賃等、工事の請負、長期工事の請負、リース契約、電気料金等 ほか



税理士法人さくらパートナーズ 代表社員 税理士
筒井 俊明（つつい としあき）氏



税理士法人さくらパートナーズ代表。税理士。東北大学法学部卒業。昭和58年富士フィルム入社。昭和62年同社退社後、会計事務所に勤務し税理士を目指す。平成4年税理士資格登録。平成6年筒井俊明税理士事務所開業。大原簿記学校相続税法科・所得税法科非常勤講師を経て、平成21年税理士法人さくらパートナーズ設立、代表社員に就任。

日 時

8月27日(火) 13:30～15:30

会 場

古川商工会議所2階 第5研修室(1/3)

このまま切り取らずにFAX送信して下さい。FAX24-2820

事業所名		ご出席者	氏 名	部署・役職
電 話	()			
F A X	()			
主な業種	業			

主 催

古川商工会議所 大崎市古川東町5-46 TEL24-0055 担当 大津